

食品衛生法施行条例の一部を改正する必要性等まとめ

1. 必要性

食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）の制定及び令和3年6月1日の施行に伴い、改正するもの。

2. 主な改正内容

- (1) 改正された食品衛生法に、営業許可施設の施設基準が参酌基準として示されたことを受け、条例に規定するもの。（第2条関係）
- (2) 改正された食品衛生法に、飲食店営業のうち簡易な営業について、営業の内容や施設の緩和基準が規定されたことを受け、これまで規則（施行細則）で規定していた簡易営業を臨時営業として、規定するもの。（第3条関係）
- (3) 改正された食品衛生法に、食品等の製造や調理等に使用する水について、規定されたことを受け、水道水以外の飲用に適する水について規定するもの。（第4条関係）

3. 施行日

令和3年6月1日